

太陽光発電設備設置資金

保証センター保証

商品概要説明書

(平成 25 年 1 月 4 日現在)

商品名	太陽光発電設備設置資金
ご利用いただける方	○地区内に住所を有する准組合員（個人に限ります）
資金使途	○太陽光発電設備設置に係る費用 ※自己所有又は同居家族所有の不動産を有効利用するものに限ります。
融資金額	① 1, 0 0 0 万円以内（1 万円単位）
借入期間	○ 1 0 年以内（1 か月単位、据置 6 ヶ月以内）
借入利率	【全期間固定金利型】 ・当初お借入時よりご返済終了まで全期間固定金利となります。 ○金利は店頭に掲示します。詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	○元利均等月賦返済 ○元金均等月賦返済
担保・保証人	① 5 0 0 万円以内の貸付 無担保、無保証人とすることができる。 ② 5 0 0 万円を超える貸付 担保を徴求する。 ③ 上記にかかわらず次の場合は担保又は連帯保証人を徴求する。 (1) 申込者が完済時 7 5 才を超える場合は後継者等を連帯保証人に徴求する。 (2) 債務者以外の者が担保を提供する場合、担保提供者を連帯保証人に徴求する。 (3) その他必要と認められる場合。
融資形式	○証書貸付とします。
保証料	○保証センターの定める料率とします。
手数料	○不要とします。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本店金融部金融推進課（電話：0 5 4 4 - 5 8 - 6 6 1 1）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、静岡県農業協同組合中央会が設置・運営する静岡県 J A バンク相談所（電話：0 5 4 - 2 8 4 - 9 9 1 3）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、静岡県弁護士会あっせん・仲裁センターで紛争の解決を図ることも可能です（J A バンク相談所を通じての利用となります。）ので、利用を希望される場合は、上記金融部 金融推進課または静岡県 J A バンク相談所にお申し出ください。
その他	○お申込みに際しては、当 J A において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。

※ 商品内容について詳しくは J A 融資窓口までお問い合わせください。

太陽光発電設備設置資金

富士宮農業協同組合